

令和8年度農業経営者サポート事業(農業経営サポート活動) 委託業務 企画提案募集要領

本公募は、令和8年度当初予算の可決及び国庫補助事業である農業経営・就農支援体制整備推進事業(以下「国事業」とする。)の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるもので、沖縄県議会において当初予算案が否決又は変更があった場合、国交付金の交付決定がなされなかった、又は交付決定額に変更があった場合は、契約の一部又は全部を締結できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、本要領および仕様書は国事業の実施要綱改正(案)に基づき設定しているため、決定された実施要綱の内容に基づき契約の一部を変更する場合がありますので、併せてご了承ください。

1 業務名

令和8年度農業経営者サポート事業(農業経営サポート活動)委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

農業者における農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進、新規参入者確保等の多様な経営課題にスピード感をもって対応し、高齢化・人口減少が本格化する中にあって地域の農業を担う人材を幅広く確保し育成していくため、農業経営基盤強化促進法第11条の11、12の規定、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び国実施要綱に基づき、県は農業経営・就農支援センターの体制を整備する。

本事業は就農、参入および経営に関する相談対応、経営診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別経営支援の取組等を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等を促進することを目的として実施する。

※本業務は、国事業の経営支援に係る業務の一部を委託するものである。

4 見積限度額

企画提案における見積限度額は、15,456,000円（税込み）とする。

※ なお、企画提案にあたって提示する委託金額の上限額であり、契約金額とは限らない

5 参加資格要件

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の各号の規定に該当しないこと。また、現在農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び沖縄県の機関から役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。

※ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合は除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本県における農業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似提案における受託実績を有していること。
- (4) 別添企画提案仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施あたって県と密接に連携できること。
- (5) 沖縄県内に本店又は支店（営業所等含む）を設置し、沖縄県中小企業診断士協会に加入する中小企業診断士が所属する事業者であること。
- (6) 過去5年以内に同種、類似の業務の実績があること。
- (7) 次のアからエまでの要件を全て満たす者であること。
- ア 委託事業を的確に遂行するために人員が適正に配置されていること。
- イ 委託事業に係る経費の支出について適正な処理を行うための体制が整備されていること。
- ウ 伴走機関との連携・協力体制が構築できる又は既に構築されていること。
- エ 沖縄県中小企業診断士協会に属し、令和4年度において、農業経営法人化支援総合事業実施要項（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の3の(1)の経営サポート活動、就農サポート活動に係る取組に参画していた実績があること。

6 企画提案の内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

7 企画提案応募スケジュール（※なお、以下のスケジュールは変更する場合がある。）

令和8年	2月19日(木)	公募開始
	2月27日(金)	質問締切
	3月2日(月)	質問回答
	<u>3月9日(月)</u>	<u>参加申込・企画提案書締切</u>
	3月11日(水)	一次審査結果通知
	3月13日(金)	二次審査（プレゼンテーション審査）
	4月1日(水)	二次審査結果通知（採択予定者通知）
	4月上旬	契約協議

8 応募方法等

(1) 質問事項の受付

- ① 受付期限：令和8年2月27日(金) 13時まで（必着）
- ② 質問方法：質問書【様式8】に記入し、電子メールにより提出すること（必ず受信確認を行うこと。）。
- ③ 回答方法：質問のあった事項については、3月2日(月)までに沖縄県ホームページ（農林水産部農政経済課）に掲載する。

(2) 企画提案参加申込

- ① 申込期限：令和8年3月9日(月) 13時まで（必着）
- ② 提出書類：
 - ア 企画提案参加申込書 【様式1】
 - イ 誓約書 【様式7】
 - ウ 沖縄県中小企業診断士協会に所属することを示す書類の写し
- ③ 提出方法：持参または郵送により提出すること。
※ 郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和8年3月9日(月) 13時まで（必着）
- ② 提出書類：
 - ア 企画提案応募申請書 【様式2】
 - イ 会社概要書 【様式3】
 - ウ 実績書 【様式4】
 - エ 企画提案書 【様式5】
 - オ 経費見積書 【様式6】
 - カ 参考資料（必要に応じて追加を求めることがある。）
※会社概要書【様式3】には直近2期分の決算書(写し)を添付すること
- ③ 提出部数：ア～カの提出部数については、原本1部、副本6部（原本写し）の計7部を提出すること
- ④ 企画提案書等の体裁：企画提案書【様式5】は、原則として、A4判、縦方向、左綴りとし、必ずページ番号を付すこと
- ⑤ 提出方法：持参または郵送により提出すること
※ 郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする

(4) 各書類の提出先

下記「14 問い合わせ及び提出先」を参照

9 審査の方法等

- (1) 応募事業者数が3社以上あった場合、農林水産部農政経済課において一次審査（資格要件及び書類審査）を行う。上位3社を選定し、3月9日(月)までに電子メールにて通知した上で、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募が3社未満の場合は、応募資格要件の適合を確認した上で、一次審査は実施せず、適格者全てを二次審査の対象とする。
- (2) 二次審査は、農林水産部農政経済課が設置する企画提案書審査会において、各応募者のプレゼンテーションを次項の評価基準に基づき評価・採点し、総合得点の高い順に当該業務の企画提案採択順位を決定する。
- (3) 前項による応募者の審査結果については、後日、書面にて通知を行う。
なお、順位が1位となった者については、速やかに電話にて事前に連絡する。
- (4) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
 - ① 最優秀提案者とその評価点
 - ② 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
 - ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
 - ④ その他

(5) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

- (1) 日 時：令和8年3月13日(金)（予定）
- (2) 場 所：沖縄県庁13階 第5会議室（予定）
- (3) 提出した企画提案書に基づき説明すること。
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない
※ノートパソコン及び液晶プロジェクターの利用を可能とする

- (4) 審査会場への入場者は2名以内とし、応募事業者毎に25分間（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）内で審査を行う。
- (5) プrezentationを行う応募者の各時間帯等については、別途書面通知を行う。なお、開催日の変更があった場合も同様に行う。

11 評価基準

- (1) 企画内容
 - ① 本県における農業及び農業関連産業振興について、現状や課題を的確に理解し、農業経営に係る基本認識やノウハウを有しているか
 - ② 農業経営基盤強化に関する法令等の諸制度及び本県の農業の担い手を取り巻く現状について十分な理解があり、説明することができるか
 - ③ 支援対象者の多様な経営課題に対して、関係機関と連携して、経営改善方策等の提案及び実行支援を効果的かつ効率的に実施できるか
- (2) 業務実績
 - ① 類似の業務実績はあるか
 - ② 県が求める要求水準を満たす能力はあるか
- (3) 実施体制
 - ① 相談窓口として常設拠点が設置されているか
 - ② 業務を円滑に進めるための人員が確保されているか
 - ③ 十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか
 - ④ 専門家と効果的かつ効率的に連携できる体制となっているか
- (4) 事業スケジュールについて
 - ① 令和8年度における年間業務スケジュールは適切か
 - ② 令和8年度の業務実施内容は目的に沿った効果的なものか
- (5) 見積金額
 - ① 経費の算出が適正か
 - ② 経費の支出内容が適正か
 - ③ 事業執行が可能な金額であるか
 - ④ 効果的な事業施行が見込まれる経費配分か

12 留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ③ 本募集要領に違反すると認められる場合
 - ④ 担当者があらかじめ指示した事項に対応しなかった場合
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約締結は、企画提案審査委員会で最高順位の候補者に対して誘引を行うが、当該候者との協議が整わなかった場合には、次点候補者と協議を行うものとする。
- (4) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等への出席に要する費用は、応募者の負とし、提出書類等は返却しない。
- (5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等審査に関する問合せには一切応じない。
- (6) その他の詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

13 委託候補者決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の手続
 - ① 委託事業者を決定したときは、県は、改めて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で委託契約を締結するものとする
 - ② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある
- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第3号に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県に書面による事前の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 業務の実施にあたっては、随時、県と実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案した内容全ての実施を保証するものではない。

（※）沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則12号）第101条（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とし、前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要ないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

一部改正〔平成9年規則10号・12年154号・13年37号・16年32号・27年25号・30年53号〕

14 お問合せ先、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 農政経済課農業経営班（担当：與儀）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁行政棟9階）

電話番号：098-866-2257、FAX：098-866-8372、Eメール：aa041505@pref.okinawa.lg.jp